**給与支払報告書を**

**光ディスクにより提出する場合の**

**規格及びデータの作成要領**



**品川区　税務課**

令和６年１０月修正

　日頃より税務行政にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当区では、個人の住民税の給与支払報告書につきましては、光ディスク (ＣＤおよびＤＶＤ)により調製し、提出することができます。

これらのデータを調製する場合の規格、ファイルの仕様およびレコード内容は、全国的に統一されたものになっていますが、当区のコンピュータシステムの都合により一部、制約事項等がありますので、この作成要領にしたがって調製していただきますようお願いいたします。

　新たに光ディスクにより提出される場合は、事前にこの作成要領にしたがったテスト用データの提出をお願いいたします。テストを行わずに本番データに不備が生じた場合は、再度提出いただくか提出方法の変更などご対応いただくことがありますのでご注意ください。

*目　　次*

[（１）報告書光ディスクの規格 ２](#_Toc138838942)

[（２）ファイルの仕様 ２](#_Toc138838943)

[（３）レコードの内容および作成要領 ３](#_Toc138838944)

[（４）光ディスクの提出にあたっての留意事項 １](#_Toc138838945)５

[（５）提出済のレコードの訂正、取消および追加の方法](#_Toc138838949) １５

（１）光ディスクの規格

提出することができる光ディスク（ＣＤ・ＤＶＤ）は、次に掲げるものとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | | ＣＤ | ＤＶＤ |
| サイズ | | １２㎝ | １２㎝ |
| 規格 | | ＣＤ－Ｒ | ＤＶＤ－Ｒ |
| 記憶容量 | | 650ＭＢ | 片面4.7ＧＢ |
| 記録形式 | フォーマット | ISO 9660(Level2）/Joliet※ | |
| ファイル形式 | ＣＳＶ（カンマ区切形式） | |
| 記憶コード | | シフトJIS | |
| 漢字水準 | | JIS第１水準及び第２水準 | |

※　書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。

（２）ファイルの仕様

①＜ファイル名＞

「315dat\*\*.csv」

　　　　　なお、ファイル名の一部にある「\*\*」には、ファイル数により「01」～「99」を記録します。

　　　　　（例）２枚のＣＤに分けて提出する場合

　　　　　　　　・１枚目のＣＤに格納するファイル　　　「315dat01.csv」

　　　　　　　　・２枚目のＣＤに格納するファイル　　　「315dat02.csv」

②複数の特別徴収義務者の分を取りまとめて提出する場合は、特別徴収義務者ごとにファイルを作成してください。

③ファイルをワープロやテキストエディタ等で展開した時のイメージは、次のとおりです。

　　　（例）給与支払報告書の場合

315,01111111111,,東京都品川区広町２－１－３６,品川産業株式会,03-3777-1111,,,,0,03,東京都品川区大井１－１１－１,0,大井　花子,一般事務,給料・賞与,5000000,0,3460000,2080000,70449,0,2,0,0,0,0,1,1,0,0,0,0,0,0,1000000,0,120000,0,0,160000,0,0,1,40,09,01,,0,0,0,0,,0,0,0,0,0,0,0,,,,,0,,0,0,0,0,,,,,,,0,0,,0,,,,,0,,0,180000,100000,0,0,0,0,,111111111111,,,,,オオイ　タロウ,大井　太郎,00,123456789012,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,0,0,0,ｵｵｲ ﾊﾅｺ,,131091,0909999999, ,150000,0

※ファイル中のレコードは１レコードごとに改行される文字列として表現され、レコード形式は可変長です。

（３）レコードの内容および作成要領

①作成要領中での形式および項目長について

* 形式中の「全」は全角文字、「数」は半角数字、「英」は半角英字、「カ」は半角カタカナ、「半」はすべての半角文字（記号を含む）を表します。
* 文字数で「以内」のついているものは、その文字数以内で可変、つかないものはその文字数が必須になります。その場合、数値項目は前ゼロで記録します。

　Ａ．給与支払報告書

| 項番 | 項　目　名 | | | | | | | | | 形式 | 文字数 | 作　成　要　領 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 法定資料の種類 | | | | | | | | | 数 | 3 | 「315」を固定で記録します。 |
| 2 | 整理番号１ | | | | | | | | | 数 | 10 | 税務署から連絡されている「整理番号１（10 桁の数字）」を記録します。（記録を省略しても差し支えありません。）。 |
| 3 | 本支店等区分番号 | | | | | | | | | 半 | 5以内 | 税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号（一連番号、支店番号等）を記録します。 |
| 4 | 提出義務者の住所（居所）または所在地 | | | | | | | | | 全 | 60以内 | 提出義務者の住所（居所）または所在地を記録します。 |
| 5 | 提出義務者の氏名または名称 | | | | | | | | | 全 | 30以内 | 提出義務者の氏名または名称を記録します。 |
| 6 | 提出義務者の電話番号 | | | | | | | | | 半 | 15以内 | 提出義務者の電話番号を記録します。  (例)「03-1234-5678」、「03(1234)5678」 |
| 7 | 整理番号２ | | | | | | | | | 数 | 13 | 税務署から連絡されている「整理番号２（13 桁の数字）」を記録します。（記録を省略しても差し支えありません。）。 |
| 8 | 提出者の住所（居所）または所在地 | | | | | | | | | 全 | 60以内 | 記録を省略します。 |
| 9 | 提出者の氏名または名称 | | | | | | | | | 全 | 30以内 | 記録を省略します。 |
| 10 | 訂正表示 | | | | | | | | | 数 | 1 | 提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録します。 |
| 11 | 年分 | | | | | | | | | 数 | 2 | 支払の確定した年を和暦２桁で記録します。  なお、元年～9 年については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録します。 |
| 12 | 支払を受ける者 | | 住所または居所 | | | | | | | 全 | 60以内 | 支払を受ける者の住所または居所を記録します。 |
| 13 | 国外住所表示 | | | | | | | 数 | 1 | 支払を受ける場合の住所または居所が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録します。 |
| 14 | 氏名 | | | | | | | 全 | 30以内 | 支払を受ける者の氏名を記録します。 |
| 15 | 役職名 | | | | | | | 全 | 15以内 | 書面による場合の記載に準じて記録します。 |
| 16 | 種別 | | | | | | | | | 全 | 10以内 | 同　上 |
| 17 | 支払金額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 同　上　(注)未払金額を含みます。 |
| 18 | 未払金額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 書面による場合の記載に準じて記録します。 |
| 19 | 給与所得控除後の給与等の金額  （調整控除後） | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 同　上 |
| 20 | 所得控除の額の合計額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 同　上 |
| 21 | 源泉徴収税額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 同　上　(注)未徴収税額を含みます。 |
| 22 | 未徴収税額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 書面による場合の記載に準じて記録します。 |
| 23 | （源泉）控除対象配偶者の有無等 | | | | | | | | | 数 | 1 | 書面による場合の記載に準じて記録します。  主たる給与等において、控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録します。  また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録します。 |
| 24 | 老人控除対象配偶者 | | | | | | | | | 数 | 1 | 老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録します。 |
| 25 | 配偶者(特別)控除の額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 書面による場合の記載に準じて記録します。 |
| 26 | 控除対象扶養親族の数 | | 特定 | | | | 主 | | | 数 | 2以内 | 主たる給与等から控除した、特定扶養親族の人数を記録します。 |
| 27 | 従 | | | 数 | 2以内 | 従たる給与等から控除した、特定扶養親族の人数を記録します。 |
| 28 | 老人 | | | | 主 | | | 数 | 2以内 | 主たる給与等から控除した、老人扶養親族の人数を記録します。 |
| 29 | 内、同居老親 | | | 数 | 2以内 | 上記の内、同居老親に該当する人数を記録します。 |
| 30 | 従 | | | 数 | 2以内 | 従たる給与等から控除した、老人扶養親族の人数を記録します。 |
| 31 | その他 | | | | 主 | | | 数 | 2以内 | 主たる給与等から控除した、その他の扶養親族の人数を記録します。 |
| 32 | 従 | | | 数 | 2以内 | 従たる給与等から控除した、その他の扶養親族の人数を記録します。 |
| 33 | 障害者の数 | | 特別障害者 | | | | | | | 数 | 2以内 | 扶養親族の内、特別障害者に該当する人数を記録します。 |
| 34 | 内、同居特別障害者 | | | | | | | 数 | 2以内 | 上記の内、同居特別障害者に該当する人数を記録します。 |
| 35 | その他 | | | | | | | 数 | 2以内 | 扶養親族の内、その他の障害者に該当する人数を記録します。 |
| 36 | 社会保険料等の金額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 書面による場合の記載に準じて記録します。 |
| 37 | 社会保険料等の金額の内訳 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 社会保険料等の金額の内訳を、書面による場合の記載に準じて記録します。 |
| 38 | 生命保険料の控除額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 書面による場合の記載に準じて記録します。 |
| 39 | 地震保険料の控除額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 同　上 |
| 40 | 住宅借入金等特別控除の額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 同　上 |
| 41 | 旧個人年金保険料の金額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 同　上 |
| 42 | 配偶者の合計所得金額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 配偶者特別控除の適用を受けた人について、書面による場合の記載に準じて記録します。 |
| 43 | 旧長期損害保険料の金額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 書面による場合の記載に準じて記録します。 |
| 44 | 受給者の生年月日 | | | | | | | 元号 | | 数 | 1 | 受給者の生年月日の元号、年、月、日を記録します。  この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。  (例)「令和元年9月30日　→　5,01,09,30」 |
| 45 | 年 | | 数 |  |
| 46 | 月 | | 数 |  |
| 47 | 日 | | 数 |  |
| 48 | 夫あり | | | | | | | | | 数 | 1 | 記録を省略します。 |
| 49 | 未成年者 | | | | | | | | | 数 | 1 | 該当する場合には「１」、それ以外の場合には「０」を記録します。 |
| 50 | 乙欄適用 | | | | | | | | | 数 | 1 | 同　上 |
| 51 | **本人** | | | 特別障害者 | | | | | | 数 | 1 | 同　上 |
| 52 | その他の障害者 | | | | | | 数 | 1 | 同　上 |
| 53 | 老年者 | | | | | | | | | 数 | 1 | 記録を省略します。 |
| 54 | 寡婦 | | | | | | | | | 数 | 1 | 該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録します。  （注）令和２年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合で、特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録します。 |
| 55 | 寡夫 | | | | | | | | | 数 | 1 | 記録しないでください。  （注）令和２年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合で、該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録します。 |
| 56 | 勤労学生 | | | | | | | | | 数 | 1 | 該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録します。 |
| 57 | 死亡退職 | | | | | | | | | 数 | 1 | 同　上 |
| 58 | 災害者 | | | | | | | | | 数 | 1 | 同　上 |
| 59 | 外国人 | | | | | | | | | 数 | 1 | 同　上 |
| 60 | 中途就・退職 | 中途就・退職の区分 | | | | | | | | 数 | 1 | 中途就・退職の区分及びその年月日を記録します。この場合、中途就・退職の区分は、中途就職の場合には「1」、中途退職の場合には「2」、それ以外の場合には「0」を記録します。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録します（「年」については和暦とします。）。  (例)「令和5年9 月30 日 → 05,09,30」  また、年内に中途就職、退職の双方があった場合は、最後に生じた区分を記録します。 |
| 61 | 年 | | | | | | | | 数 | 2 |
| 62 | 月 | | | | | | | | 数 | 2 |
| 63 | 日 | | | | | | | | 数 | 2 |
| 64 | 他の支払者 | 住所（居所）または所在地 | | | | | | | | 全 | 60以内 | 他の支払者の住所（居所）または所在地を記録します。 |
| 65 | 国外住所表示 | | | | | | | | 数 | 1 | 他の支払者の住所(居所)または所在地が国内である場合には「０」を、国外である場合には「１」記録します。 |
| 66 | 氏名または名称 | | | | | | | | 全 | 30以内 | 他の支払者の氏名または名称を記録します。 |
| 67 | 給与等の金額 | | | | | | | | 数 | 10以内 | 書面による場合の記載に準じて記録します。 |
| 68 | 源泉徴収税額 | | | | | | | | 数 | 10以内 | 同　上 |
| 69 | 控除した社会保険料の金額 | | | | | | | | 数 | 10以内 | 同　上 |
| 70 | 災害者に係る徴収猶予税額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 同　上 |
| 71 | 他の支払者のもとを退職した年月日 | | | | | | | | 年 | 数 | 2 | 書面による場合の記載に準じて記録します。  また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録します（「年」については和暦とします。）。  (例)「令和5年9 月30 日 → 05,09,30」 |
| 72 | 月 | 数 | 2 |
| 73 | 日 | 数 | 2 |
| 74 | 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住（１回目） | | | | | | | | 年 | 数 | 2 | 年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住借控除」という。）の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録してします。　また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録します（「年」については和暦とします。）。  (例)「令和2年9 月30 日 →02,09,30」 |
| 75 | 月 | 数 | 2 |
| 76 | 日 | 数 | 2 |
| 77 | 住宅借入金等特別控除適用数 | | | | | | | | | 数 | 1 | 年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録します。  (例)租税特別措置法第41 条第1 項と同法第41 条の3 の2 第1 項の適用を受ける場合には「2」を記録します。 |
| 78 | 住宅借入金等特別控除可能額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 書面による場合の記載に準じて記録します。 |
| 79 | 住宅借入金等特別控除区分（１回目） | | | | | | | | | 数 | 2 | 住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。  租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。  なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条第５項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第６条の２第２項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。  また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条の２に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第１項又は第６項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。  　おって、租税特別措置法第41条第18項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第19項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。  なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について記録する。 |
| 80 | 住宅借入金等の額  （１回目） | | | | | | | | | 数 | 8以内 | 租税特別措置法第41条の3の2第１項、第5項又は第８項に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額を記録します。  また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項若しくは第16項または同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第８項に規定する（特定増改築等）住宅借入金等の金額を記録します。 |
| 81 | 住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日 （２回目） | | | | 年 | | | | | 数 | 2 | 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録します。  　また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、 1 桁の場合は前ゼロを付加して記録します（「年」については和暦とします。）。  (例)「令和2年9 月30 日 →02,09,30」 |
| 82 | 月 | | | | | 数 | 2 |
| 83 | 日 | | | | | 数 | 2 |
| 84 | 住宅借入金等特別控除区分（２回目） | | | | | | | | | 数 | 2 | 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。  租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。  なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条第５項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第６条の２第２項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。  また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条の２に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第１項又は第６項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。  おって、租税特別措置法第41条第18項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第19項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。 |
| 85 | 住宅借入金等の額（２回目） | | | | | | | | | 数 | 8以内 | 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項若しくは第16項または同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第８項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録します。 |
| 86 | 摘要 | | | | | | | | | 全 | 300  以内 | 書面による場合の記載に準じて記録します。  年末調整時に年末所得税額(年末調整により算出された所得税額で、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額をいう。)から実際に控除した定額減税額(以下「年調減税額」という。)がある場合は、「(摘要)」欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」と記載します。また、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額×××円」(控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」)と記載します。  合計所得金額が1，000万円超である居住者の同一生計配偶者(以下「非控除対象配偶者」という。)分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。  住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入または増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日（何回目）××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額（何回目）×××円」と記録します。  退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」、生年月日（「元号」については、明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年」、「月」 及び「日」については、2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録します。）、住所（同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録します。）、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者が非居住者である場合又は扶養親族が 30 歳未満又は70歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が 30歳以上70歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が 30歳以上 70歳未満の非居住者で生活費等に充てるための支払を 38万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得 金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限ります。）に該当する場合は「1」又はひとり親（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「2」を記録します。 |
| 87 | 新生命保険料の金額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 書面による場合の記載に準じて記録します。 |
| 88 | 旧生命保険料の金額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 同　上 |
| 89 | 介護医療保険料の金額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 同　上 |
| 90 | 新個人年金保険料の金額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 同　上 |
| 91 | 16歳未満扶養親族の数 | | | | | | | | | 数 | 2以内 | 16歳未満の扶養親族の数を記録します。 |
| 92 | 国民年金保険料等の金額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 書面による場合の記載に準じて記録します。 |
| 93 | 非居住者である親族の数 | | | | | | | | | 数 | 2以内 | 同　上 |
| 94 | 提出義務者の個人番号または法人番号 | | | | | | | | | 数 | 13以内 | 提出義務者の個人番号（12桁の数字）または法人番号（13桁の数字）を記録します。 |
| 95 | 支払を受ける者の個人番号 | | | | | | | | | 数 | 12 | 支払を受ける者の個人番号（12桁の数字）を記録します。 |
| 96 | （源泉・特別）控除対象配偶者 | | | | | フリガナ | | | | 全 | 30以内 | 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名のフリガナを記録します。 |
| 97 | 氏　名 | | | | 全 | 30以内 | 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名を記録します。 |
| 98 | 区　分 | | | | 数 | 2 | 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録します。 |
| 99 | 個人番号 | | | | 数 | 12 | 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の個人番号（12桁の数字）を記録します。 |
| 100 | 控除対象扶養親族(1) | | | | | フリガナ | | | | 全 | 30以内 | 控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録します。 |
| 101 | 氏　名 | | | | 全 | 30以内 | 控除対象扶養親族(1)の氏名を記録します。 |
| 102 | 区　分 | | | | 数 | 2 | 控除対象扶養親族(1)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上又は70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上又は70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けているもの場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録します。 |
| 103 | 個人番号 | | | | 数 | 12 | 控除対象扶養親族(1)の個人番号（12桁の数字）を記録します。 |
| 104 | 控除対象扶養親族(2) | | | | | フリガナ | | | | 全 | 30以内 | 控除対象扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録します。 |
| 105 | 氏　名 | | | | 全 | 30以内 | 控除対象扶養親族(2)の氏名を記録します。 |
| 106 | 区　分 | | | | 数 | 2 | 控除対象扶養親族(1)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上又は70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上又は70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けているもの場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録します。 |
| 107 | 個人番号 | | | | 数 | 12 | 控除対象扶養親族(2)の個人番号（12桁の数字）を記録します。 |
| 108 | 控除対象扶養親族(3) | | | | | フリガナ | | | | 全 | 30以内 | 控除対象扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録します。 |
| 109 | 氏　名 | | | | 全 | 30以内 | 控除対象扶養親族(3)の氏名を記録します。 |
| 110 | 区　分 | | | | 数 | 2 | 控除対象扶養親族(1)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上又は70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上又は70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けているもの場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録します。 |
| 111 | 個人番号 | | | | 数 | 12 | 控除対象扶養親族(3)の個人番号（12桁の数字）を記録します。 |
| 112 | 控除対象扶養親族(4) | | | | | フリガナ | | | | 全 | 30以内 | 控除対象扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録します。 |
| 113 | 氏　名 | | | | 全 | 30以内 | 控除対象扶養親族(4)の氏名を記録します。 |
| 114 | 区　分 | | | | 数 | 2 | 控除対象扶養親族(1)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上又は70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上又は70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けているもの場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録します。 |
| 115 | 個人番号 | | | | 数 | 12 | 控除対象扶養親族(4)の個人番号（12桁の数字）を記録します。 |
| 116 | 16歳未満の扶養親族(1) | | | | | フリガナ | | | | 全 | 30以内 | 16歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録します。 |
| 117 | 氏　名 | | | | 全 | 30以内 | 16歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録します。 |
| 118 | 区　分 | | | | 数 | 2 | 16歳未満の扶養親族(1)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録します。 |
| 119 | 個人番号 | | | | 数 | 12 | 16歳未満の扶養親族(1)の個人番号（12 桁の数字）を記録します。 |
| 120 | 16歳未満の扶養親族(2) | | | | | フリガナ | | | | 全 | 30以内 | 16歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録します。 |
| 121 | 氏　名 | | | | 全 | 30以内 | 16歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録します。 |
| 122 | 区　分 | | | | 数 | 2 | 16歳未満の扶養親族(2)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録します。 |
| 123 | 個人番号 | | | | 数 | 12 | 16歳未満の扶養親族(2)の個人番号（12 桁の数字）を記録します。 |
| 124 | 16歳未満の扶養親族(3) | | | | | フリガナ | | | | 全 | 30以内 | 16歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録します。 |
| 125 | 氏　名 | | | | 全 | 30以内 | 16歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録します。 |
| 126 | 区　分 | | | | 数 | 2 | 16歳未満の扶養親族(3)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録します。 |
| 127 | 個人番号 | | | | 数 | 12 | 16歳未満の扶養親族(3)の個人番号（12 桁の数字）を記録します。 |
| 128 | 16歳未満の扶養親族(4) | | | | | フリガナ | | | | 全 | 30以内 | 16歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録します。 |
| 129 | 氏　名 | | | | 全 | 30以内 | 16歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録します。 |
| 130 | 区　分 | | | | 数 | 2 | 16歳未満の扶養親族(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録します。 |
| 131 | 個人番号 | | | | 数 | 12 | 16歳未満の扶養親族(4)の個人番号（12 桁の数字）を記録します。 |
| 132 | 5人目以降の控除対象  扶養親族の個人番号 | | | | | | | | | 全 | 100以内 | 書面による場合の記載に準じて記録します。 |
| 133 | 5人目以降の16歳未満  の扶養親族の個人番号 | | | | | | | | | 全 | 100以内 | 同　上 |
| 134 | 普通徴収 | | | | | | | | | 数 | 1 | 該当する場合は「1」を、それ以外の場合には「0」を記録します。 |
| 135 | 青色専従者 | | | | | | | | | 数 | 1 | 同　上 |
| 136 | 条約免除 | | | | | | | | | 数 | 1 | 同　上 |
| 137 | 支払を受ける者のフリガナ | | | | | | | | | ｶ・英 | 60以内 | 支払を受ける者の氏名のフリガナを記録します。 |
| 138 | 受給者番号 | | | | | | | | | 半 | 25以内 | 支払者（特別徴収義務者）において受給者に付設した番号を記録します。 |
| 139 | 提出先市区町村コード | | | | | | | | | 数 | 6 | 品川区の市区町村コード「１３１０９１」を固定で記録します。 |
| 140 | 指定番号 | | | | | | | | | 数 | 10 | 品川区から指定されている09で始まる10桁の指定番号を記録します。  （注）前ゼロは省略せず、必ず10桁でご記入ください。 |
| 141 | 基礎控除の額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 書面による場合の記載に準じて記録します。  （注）令和２年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略します。 |
| 142 | 所得金額調整控除額 | | | | | | | | | 数 | 10以内 | 書面による場合の記載に準じて記録します。  （注）令和２年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略します。 |
| 143 | ひとり親 | | | | | | | | | 数 | 1 | 該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録します。  （注）令和２年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略します。  する。 |

②各項目の記録にあたっての留意事項

Ａ．各項目共通

* + - * + 半角文字の「，（カンマ）」は、各項目の区切り以外には使用しないでください。
        + 記録すべき事項がない項目については、記録を省略して、区切りを表わす

「,（カンマ）」を記録します。ただし、文字数分のスペースを記録しても差し支えありません。

（例）半角10文字の記録が不要な場合。

前の項目,,後の項目

前の項目,△△△△△△△△△△,後の項目　（△は半角スペースを表します。）

* + - * + 全角文字項目に半角文字を混在させないでください。

全角文字項目に（かっこ）やブランクを記録します。場合は、半角文字は使用しないで、必ず全角文字の記号やブランクを使用してください。

Ｂ．住所・居所・所在地について

* + - * + 原則として都道府県から連続して記録します。ただし、都道府県名は省略しても差し支えありません。
        + 漢字と仮名は併用しないでください。ただし、正式な市区町村名が仮名表示の場合はこの限りではありません。

（例）×　品川区きたしながわ１－２－３

　　　×　品川区キタシナガワ１－２－３

○　埼玉県さいたま市・・・

◆　 都道府県、市区町村の「県」、「市」、「町」等の文字は省略したり句読点等で区切ったりしないでください。

（例）○　東京都品川区北品川１－２－３

　　　×　東京都・品川区・北品川・１－２－３

　　　×　東京都,品川区,北品川,１－２－３

×　東京□品川□北品川□１－２－３

　　（□は全角スペースをあらわします。）

* 都道府県、市区町村、字名等の区切りは不要ですが、ブランクによる区切りはあっても差し支えありません。ただし、この場合のブランクは１文字分にしてください。

（例）○　東京都品川区北品川１－２－３

　　　○　東京都□品川区□北品川□１－２－３

×　東京都□□品川区□□北品川□１－２－３

×　東京都／品川区／北品川／１－２－３

　　（□は全角スペースをあらわします。）

* 住所の記載にあたって通常使用される記号（「－」、「～」等）は「丁目」、「番」、「号」、「番地」に変換する必要はありません。

（例）○　東京都品川区北品川１－２－３

　　　○　品川区北品川１～２～３

　　　○　東京都品川区北品川１丁目２－３

　　　○　東京都品川区北品川１丁目２番３号

* 「様方」、「気付」等の方書はこの項目に記録し、氏名または名称の項目には記録しないでください。
* 郵便番号は記録しないでください。

Ｃ．氏名・名称について

* 漢字の個人氏名については、姓と名の区切りは不要ですが、ブランクによる区切りはあっても差し支えありません。ただし、この場合のブランクは１文字分にしてください

また、カナの個人氏名については、姓と名を必ず１文字分のブランクで区切ってください。

* 個人名に、肩書等を記録しないでください。肩書は「役職名」に記録します。
* 個人名、法人名にアルファベットを記録しても差し支えありません。
* 法人名には代表者名を記録しないでください。ただし、特別徴収義務者が専従事業主等の場合はこの限りではありません。
* 法人の組織名については、次の略称を使用しても差し支えありませんが、その場合には必ずカッコでくくるか、左カッコ、右カッコを付してください。

（例）品川産業（株）、（株）品川産業、品川産業（株、株）品川産業

*組織名の略称*

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 組織名 | 漢字略称 | カナ略称 | 組織名 | 漢字略称 | カナ略称 |
| 株式会社 | 株、ＫＫ | ｶ、ｶﾌﾞ | 企業組合 | 企、企業 | ｷ、ｷｷﾞｮｳ |
| 有限会社 | 有、ＵＫ | ﾕ、ﾕｳ | 組合連合会 | 組連 | ｸﾐﾚﾝ |
| 合資会社 | 資 | ｼ | 財団法人 | 財 | ｻﾞｲ |
| 合名会社 | 名 | ﾒ、ﾒｲ | 社団法人 | 社 | ｼｬ |
| 医療法人 | 医 | ｲ | 社会福祉法人 | 福 | ﾌｸ |
| 協同組合 | 協 | ｷｮｳ | 宗教法人 | 宗 | ｼｭｳ |
| 農業協同組合 | 農 | ﾉｳ | 学校法人 | 学 | ｶﾞｸ |
| 漁業協同組合 | 漁 | ｷﾞｮ |  |  |  |

Ｄ．外字等の取扱いについて

漢字を使用する場合のＪＩＳ第１水準および第２水準以外の漢字、カナ、記号等および半角文字については、それぞれ次の区分により取扱ってください。

* 半角文字のカナ、英数字、記号等、丸付き数字、かっこ付き漢字等については、ＪＩＳ第１水準および第２水準の文字に変換してください。

（例）ｱ　　⇒　　ア（全角）

　　　1　　⇒　　１（全角）

　　　?　　⇒　　？（全角）

　　　⑩　 ⇒ １０（全角２文字）

　　　㈱ ⇒　　（株）（全角３文字）

* 外字がいわゆる異字体、旧字体の場合で、それらを統一字または新字体に変換できるものは、それぞれに変換してください。

（例）大藏　　⇒　　大蔵

　　　齋藤　　⇒　　斉藤

* 人名等で使用されている漢字で、他の文字に変換できないもの（独自に作成された外字等）が含まれている場合は原則として仮名で記録します。

## （４）光ディスクの提出にあたっての留意事項

### 光ディスク提出の際は、正本と副本の２枚を提出してください。

### 提出する光ディスクには、次の事項を記載したラベルを貼付してください。

ａ．提出先市区町村名　　　ｂ．提出者名　　　　　ｃ．提出者住所

ｄ．法人番号

ｅ．指定番号（複数の場合はすべて）

ｆ．提出件数（提出義務者ごと）　　　　　　　　　ｇ．提出年月日

ｈ．報告書の名称（「給与支払報告書」）

ｉ．正本・副本の区別　　　ｊ．総枚数および一連番号

（例）ラベルの記入例

・ラベルは媒体からはみ出さないサイズで作成してください。

ａ.提出先市区町村名

ｂ.提出者名

ｃ.提出者住所

ｄ.法人番号

ｅ.指定番号

ｆ.件数　　　件（内普徴収　　件）

ｇ.提出年月日

ｈ.報告書の名称

ｉ.□正本　□副本　ｊ.　　枚のうち　　枚

・媒体にはデータの読み取りを妨げないように  
ラベルを貼ってください。

・媒体のケースにラベルを貼り、媒体に貼らない例が散見されます。ラベルは必ず媒体に貼ってください。

・光ディスクに直接上記事項を記載する場合は、レーベル面に油性のフェルトペンで記入してください。データが損なわれるので筆先の硬い筆記用具は使用しないでください。

### 光ディスク提出の際には、ファイルがコンピュータ・ウィルスに感染していないことを提出直前に十分に確認してください。

### 提出する封筒の表には「給与支払報告書ＣＤ在中」「給与支払報告書ＤＶＤ在中」等、内容を明記してください。

⑤　提出された光ディスクは返却しません。

## （５）提出済のレコードの訂正、取消および追加の方法

提出済の受給者レコードを訂正、取消および追加する場合は該当分のみの報告書データを作成し、再度、提出してください。この場合、光ディスクのラベルには提出済のディスクに対する「再提出」であることを記入してください。

また、書面による報告書の提出でも訂正等が可能です。ただし、給与支払報告書の場合は必ず書面による総括表を添付していただき、総括表には「電子データ提出分」、それぞれの給与支払報告書の個人別明細書には、「訂正」、「取消」、「追加」の区分を明記してください。

* 電子データにより訂正等を行う場合の作成要領

ａ．訂正、取消の場合は前回提出分と同じ内容（誤りのあった内容）のレコードを作成し、項目番号１０の「訂正表示」に[１]を記録します。このレコードにより前回提出分の報告書レコードが削除されます。

なお、追加の場合はこのレコードは必要ありません。

ｂ．次に訂正、追加の場合は正しい内容のレコードを前回提出時と同じ要領で作成してください。なお、取消の場合は、このレコードは必要ありません。